

4. 65歳まで働き続けられる労働環境づくりと安全衛生対策

第15回一般現業全国集会資料より

「65歳まで働き続けられる労働環境づくりと安全衛生対策」

自治労職場改善アドバイザー 石川 荒二郎

1. 快適職場づくりの必要性

(1) 地方公務員の健康と災害

 2009年中の在職職員の精神及び行動の障害を理由とした1ヶ月以上の長期病欠者は9,247で、長期病欠者合計19,633人の47.1%という高い割合。

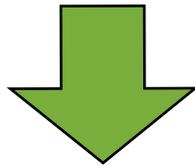
 自殺者は176人で在職死亡者合計903人中19.5%でがんに続き在職死亡原因の第2位。

出典:地方公務員安全衛生推進協会「地方公務員健康状況等の現況」

 2009年度の公務災害認定件数は総計25,256件（死亡事案38件）、通勤災害認定件数は2,641件（死亡事案10件）となっており、過去10年間に於ける発生状況でいえばほぼ横ばいで推移。

 職員の所属部門別では、一般行政職員等を含む「その他職員」が8,930件（構成比35.4%）と最も多い。

出典:地方公務員災害補償基金「平成21年度常勤地方公務員災害補償統計」



<2011年度自治労安全衛生集会の基調より>

こういった公務災害の多くは、職場マネジメントによる、リスク管理やリスク分散による予防や適切な業務の分担・シフトが行われていれば、十分に避けられる事例といっても過言ではありません。

(2) 61歳以上職員の公務災害の状況

 対象職員6,887人中公務災害認定件数合計は12件。これを千人率に換算すると1.74。全年齢での千人率が0.45であることを考慮すると極めて高い数値といえる。（資料1参照）

(3) 深刻化するハラスメント問題

-  自治労が2010年に行ったパワー・ハラスメント10万人実態調査によると、「過去3年間でパワハラを受けた」と回答した人が21.9%と、5人に1人が被害を受けていると答えている。
-  過去3年に受けたパワハラ行為で最多だったのは、「大声など感情的に叱る」で、「ささいなミスをしつこく叱る」「意向を無視した一方的な指示をする」が続いている。パワハラの主な行為者は「直属の上司」(61.0%)が突出して多かった。
-  被害を受けた後の状況では、「心療内科・精神科に通院した」が7.7%、「死にたくなかった」が5.7%となっている。

<最近の事例から>

-  島根県浜田市の男性職員＝当時(50)＝が自殺したのは上司らのパワー・ハラスメントが原因として、遺族の公務災害認定請求について「公務外」とした地方公務員災害補償基金島根県支部の決定を同支部審査会が取り消し、公務上の災害と逆転認定していたことが16日、分かった。審査会の裁決は9日付。「上司の行動はパワハラに該当する」などと指摘、自殺と公務の因果関係を認めた。

2010/9/16 共同通信

-  愛知県豊川市職員の堀照伸さん(当時55歳)がうつ病で自殺したのは、自分の部下に対する上司のパワー・ハラスメントなどが原因だとし、妻しずるさん(62)が公務災害認定を求めた訴訟の控訴審判決が21日、名古屋高裁であった。高田健一裁判長は「パワハラなどが心理的負担になり、うつ病を発症した」として自殺と公務の因果関係を認定。1審名古屋地裁判決を取り消し、原告側逆転勝訴の判決を言い渡した。(後略)

2010/5/22 毎日新聞

-  千葉県松戸市消防局の元消防士4人が、訓練中にパワー・ハラスメントを受け退職を余儀なくされたとして、市に計約1,200万円の損害賠償を求めた訴訟は21日、千葉地裁松戸支部(森邦明裁判長)で正式に和解が成立した。市がパワハラ行為を事実上認め、計660万円の和解金を支払う。双方の関係者によると、和解条項には(1)市は訓練で配慮に欠けた言動や行き過ぎた行為があったことを真摯に受け止め、原

告らに遺憾の意を表する (2) 再発防止のため万全を期すことを誓う一が盛り込まれた。

訴えによると、4人は2005年に採用。06年に行われた約2カ月間の集中訓練で、訓練に名を借りたしごきやいじめなどを受けた上、退職を迫られるなどしたため、辞めざるを得なかったなどとしている。和解条項について松戸市議会もすでに承認。市消防局は、当時の管理職ら11人を減給などの処分している。

2009/12/21 共同通信

2. 安全の意義・目的

(1) 労働安全衛生法の要旨

 労働安全衛生法第1条：この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

 労働基準法第1条：この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

 労働安全衛生法第3条：事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。（後略）

(2) 労働組合の取組み

 事業者(首長)に責任を果たさせる。(災害防止の責任義務を果たさせる。)

 事業者(首長)に危険・有害な要因を除去させる。

 安全衛生管理体制を整備させ、組合員が災害防止活動に参加できるようにさせる。

 災害特例等の情報を提供共有し、災害防止活動に係る研修を行う。

出典: 吉川照芳「安全管理対策」

(3) 予防対策・再発防止対策

 ヒヤリ・ハット報告

 危険予知トレーニング

 事故発生原因の検証

 再発防止に向けた改善

(4) 安全衛生委員会の役割

I. 安全衛生管理体制の組織の事例

 安全衛生管理を担当する部署がない。専門担当者がいない。誰が安全衛生管理を行うか組織としてきめられていない。

 労働安全衛生法に規定される管理者、資格者がいない。

 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、必要な免許取得者、技能講習修了者、特別教育受講者等

 安全・衛生委員会(安全衛生協議会)の設置がない。

 安全・衛生委員会の機能が働いていない。安全衛生委員会を毎月1回定期的に開催していない。安全衛生管理計画を策定せず、計画的に安全衛生管理を行っていない。災害が発生してからその場限りの対策を講じている。

 職場からの意見聴取がない。職場の実情を全く聞かない。そのため安全衛生委員会での発言がない。

 職場の安全衛生状況についてのパトロール等を行っていない。

II. 安全衛生委員会が行うべき事項（調査審議、事業者に対し意見を述べる）

 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。

-  安全に関する規程の作成に関すること
-  危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する
こと。
-  安全衛生に関する計画(安全に係る部分に限る。)の作成、実施、評価
及び改善に関すること。
-  新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険の防止
に関すること。
-  行政官庁から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のう
ち、労働者の危険の防止に関すること。

III.安全衛生委員会の会議

-  委員会は、毎月1回以上定期的に開催すること。
-  委員会の運営に必要な事項を定めること。
-  委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年
間保存すること。
-  委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を労働者
に周知すること。

出典: 吉川照芳「安全管理対策」

(5) 安全衛生委員会活動の推進

-  産業医、事業外スタッフを含めた活動
-  職場点検の実践
-  参加型安全衛生活動
-  労働安全衛生マネジメントシステムの確立
-  リスクアセスメントの実施
-  PDCAサイクルの確立
-  各種ハラスメントへの対策
-  臨時・非常勤職員など非正規職員への対応

3. 安全衛生対策の具体化

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムとリスクアセスメント

<労働安全衛生マネジメントシステムとは>

事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

イ 安全衛生に関する方針の表明

ロ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

ハ 安全衛生に関する目標の設定

ニ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

<職場には、様々な危険・有害要因が存在する>

危害要因(ハザード)

床の突起・高低差

機械の不備

重量物取扱・悪い作業姿勢

化学物質取扱

メンタルストレス

災害・病気

転倒・転落

指などの切断

腰痛

中毒

メンタル不調



危害要因を取り除くことが重要



危害要因を見つけることが必要

熊谷信二:職場におけるリスクアセスメント・マネジメント

<腰痛について考える>

危害要因

作業姿勢	前傾姿勢	長時間の立位・座位
重量物取扱	持ち上げ	運搬
全身振動	フォークリフト運転	

発見方法

いわゆる専門家による方法	以前行われた
職場の労働者による方法	最近行われる

熊谷信二:職場におけるリスクアセスメント・マネジメント

<リスク軽減に繋げることが重要>

1. 自分たちで多面的な危害要因を発見する
2. リスクの大きさを捉える
3. 現場の視点から改善案を考える
軽減できる危害要因から改善する

リスクアセスメント・マネジメント

安全衛生マネジメント

熊谷信二:職場におけるリスクアセスメント・マネジメント

(2) 職場点検活動の取り組み

1. 安全衛生点検月間の重点目標を次の通り設定して取り組みを進めていく



安全衛生委員会が未設置の事業場は安全衛生委員会を設置する



安全衛生委員会の年間計画を作成する



全職場の点検・巡回を定期的 to 実施する

II. 職場点検活動の取り組みの体制

安全衛生委員会を充実する

- ★ 安全衛生委員会を設置し活用する
- ★ 定期的に開催し、対策志向の審議を行う
- ★ アクション・プランを作成して取り組む
- ★ 実効的な安全衛生教育・研修を行う

組合の中に対策組織を設置する

- ★ 安全衛生を組合の基本課題とする
- ★ 組合がリーダーシップを発揮する

リーダーを養成する

- ★ 参加型トレーニングを行う
- ★ リーダーを養成し、継続して活用する

全員参加型で取り組む

- ★ グループワークを活用する
- ★ 全員参加型活動を組織する

基本課題として取り組む

- ★ メンタルヘルス相談体制をつくる
- ★ 労働時間問題を安全衛生委員会で討議する

出典:2011年度自治労安全衛生集会基調

1 交通事故による死亡事例

【事例1】一般体育訓練でウォーキング中に、トラックにはねられる

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成23年10月
傷病名：頭蓋内及び胸腔内臓器損傷

(概要)

早朝の体力トレーニングでウォーキング中、交差点にて青信号の横断歩道を渡っていたところ、右折で交差点内に進入してきたトラックに衝突され、下敷きになり死亡した。

【事例2】派遣先から所属庁に自転車で戻る途中、トレーラーにはねられる

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成23年10月
傷病名：胸腹腔内臓器損傷、胸部圧迫

(概要)

派遣先の捜査本部から自転車にて自所属に帰署中、交差点にて青信号の横断歩道を自転車を押して渡っていたところ、左折レーンを進行してきたトレーラーに轢かれ、下敷きになり死亡した。

【事例3】パトカー降車直後、自動車にはねられる

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：30歳代 災害発生年月：平成24年3月
傷病名：外傷性頭蓋内損傷、頭蓋骨骨折

(概要)

職務質問をしようとパトカーから降車した直後に、後方から進行してきた車両に衝突された。

【事例4】出張で交差点横断中、自動車にはねられる

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成22年12月
傷病名：脳挫傷

(概要)

市内出張中、公務終了後に本庁舎を出たところ、信号機のある交差点を徒歩で横断中、後方から右折してきた自動車にはねられ、死亡した。

【事例5】来客チェック中、自動車にはねられる

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成23年6月
傷病名：胸腔内出血

(概要)

文化祭の来客チェックを正門前で行っていたところ、突然、軽四自動車が突っ込み、

はね飛ばされ、死亡した。

【事例6】同乗していたマイクロバスが、トラックに追突し、車体と座席に挟まれる

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員

死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成23年7月

傷病名：大動脈損傷、脳挫傷（急性症状）

（概要）

被災職員は、夏の高校野球県予選開会式に生徒引率として参加し、開会式終了後、保護者が運転する学校管理自動車のマイクロバスの助手席に乗り会場を出発した。

同乗していたマイクロバスが、前方を走っていた大型トラックに急接近し、運転手がブレーキをかけたが間に合わず、左前部が大型トラックの右後部に追突した。

バスの左前部が大破し、被災職員は、車体と座席に挟まれ、頭部から出血がひどく、意識もなく、救急車で病院に搬送されたが、死亡した。

（安全・衛生対策）

- 1 再発防止の通知
- 2 校長会議を開催し事故防止の徹底
- 3 部活動における生徒の輸送に係る検討委員会を開催、「安全運行と事故防止のための10箇条」を作成し配付
- 4 運転手派遣費の補助を行う事業を実施
- 5 運転講習会の開催
- 6 管理自動車管理責任者の研修会実施

【事例7】車両誘導中、後続の自動車にはねられる

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員

死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成24年1月

傷病名：脳挫傷、頭蓋底・頭蓋冠骨折、胸腔内臓器損傷

（概要）

救急出動指令を受け緊急走行中、前方を走っていたトラックと救急車が接触した。

トラック運転手の救護活動のため発煙筒を点火し、道路上で車両誘導と警察への通報をしていたところ、後続の乗用車にはねられた。

（安全・衛生対策）

- 1 指揮・活動基準の明確化
- 2 訓練・研修の実施
- 3 車両・資器材・個人装備の強化
- 4 関係機関との連携

2 その他の死亡事例

（1）過重労働による被災

【事例8】長時間勤務後、意識がなくうつぶせで倒れているところを発見される

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員

死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成22年9月

傷病名：脳内出血

(概要)

事件発生のため早朝に非常召集があり、刑事第一課長として捜査指揮、検視事案等に従事し、同日午後4時30分に退勤した。翌朝、妻から被災職員に電話をかけたところつながらないため、同じ待機宿舎の職員が様子を確認したところ、意識がなくうつぶせ状態で倒れている被災職員を発見し、病院へ搬送されたが死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 職員の過重勤務に伴う健康障害防止のための健康指導実施要領を制定（平成23年3月8日）
- 2 各所属長に対して「長時間勤務者に対する健康指導について」を通知（平成23年4月28日）
- 3 広報誌「健康管理だより」で脳卒中等について注意啓発（平成22年9月28日）

【事例9】新旧所属での過重な引継ぎ業務で脳内出血する

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：40歳代 災害発生日月：平成17年5月
傷病名：中枢性尿崩症

(概要)

引継ぎ業務で、新旧所属での二重業務が過重となって、脳内出血した。平成21年1月6日付けで公務外の災害と認定したものであるが、支部審査会により処分取り消しの裁決があったため公務上の災害と認定された。

(安全・衛生対策)

過重労働対策報告用「時間外労働集計シート」により報告を義務づけ、職員の体調の変化を把握している。

【事例10】後片付け中、座り込んでいるところを発見され、12日後に死亡する

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：30歳代 災害発生日月：平成19年8月
傷病名：クモ膜下出血

(概要)

教員採用試験終了後、後片付け中、校内で座り込んでいるところを発見され、直ちに病院に搬送されたが、12日後に死亡した。

被災職員は、2日間にわたる教員採用面接試験受験者の誘導業務に従事し、発症当日、32℃を超える蒸し暑さの中、多数の椅子の移動などの面接会場等の後片付けに加え、一人で重さ約25キログラムのコンテナ運搬作業に従事した。

(安全・衛生対策)

時間外勤務に係る産業医による保健指導の継続実施（指導対象基準の引下げ）

【事例11】深夜、自宅で仕事中に倒れ、翌日死亡する

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：50歳代 災害発生日月：平成21年11月
傷病名：脳幹出血

(概 要)

深夜、自宅で仕事をしていたところ、ベッドに伏せるようにして倒れ込み、救急車にて搬送されたが、翌日死亡した。

被災職員は、平成21年4月から、クラス担任を務める一方、学年主任に加え、研究主任の職務もこなし、勤務時間外に仕事をする事が多く、帰宅時間も遅くなる状況が続いていた。

(安全・衛生対策)

- 1 業務改善や校務分掌の見直し、教職員の意識改革の促進による時間外勤務縮減への取り組み
- 2 時間外勤務の把握制度や教職員との面談を活用した、教職員の勤務状況・健康状態の把握及び定期健康診断の悉皆受診・要精検者への受診指導
- 3 週休日の振替及び泊を伴う行事での勤務時間の割振について、時間外勤務の縮減及び教職員の健康の保持・増進の制度趣旨を含めた教職員への事前周知
- 4 長時間勤務者への健康管理医による面接指導など、教職員の健康管理について必要な措置の実施

【事例12】自宅で倒れているところを発見され、脳内出血で13日後に死亡する

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成20年8月
傷病名：くも膜下出血、脳内出血

(概 要)

災害発生当日、妻が帰宅すると、被災職員が和室で倒れており、呼んでも反応がないので、救急車で病院に搬送し、脳内出血で血腫を取り除く手術をした。その後、脳動脈瘤があったことが判明し、再手術をしたが、一度も意識が戻ることはなく、13日後に死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 安全衛生委員会（健康調査チーム部会）にて検討
- 2 課長級以上の職員の残業時間の把握と、それに伴う長時間勤務者の産業医面接の実施

(2) 石綿曝露による被災

【事例13】水道施設の排水管漏水作業及び作業の指導監督時に石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：70歳代 災害発生年月：平成22年6月
傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概 要)

昭和34年から平成4年までの間、水道部において水道施設の維持修繕業務で配水管漏水作業及び作業の指導監督を行い、石綿に曝露し発症した。

(安全・衛生対策)

毎年地域を2ブロックに分けて担当者会議を開催しており、その中で所属に対して注意喚起等を行っている。

【事例 1 4】水道課にて石綿管切断等に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：電気・ガス・水道事業職員
死亡年齢：70歳代 災害発生年月：平成22年11月
傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概要)

水道課において昭和30年～昭和54年頃まで石綿管切断等に従事したため中皮腫を発症した。

【事例 1 5】水道課にて石綿管切断等に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：電気・ガス・水道事業職員
死亡年齢：60歳代 災害発生年月：平成20年12月
傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概要)

過去に行った水道管の石綿製品切断等の加工作業により、悪性胸膜中皮腫を発症した。

(安全・衛生対策)

水道管の石綿製品の取扱いを停止し、これまでの従事者には公費で健康診断を受診させている。

【事例 1 6】水道課にて漏水調査や破損の修理に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：電気・ガス・水道事業職員
死亡年齢：60歳代 災害発生年月：平成23年8月
傷病名：悪性胸膜中皮腫（上皮型）

(概要)

昭和43年から昭和59年まで、水道課で漏水調査や破損部分の修理を年平均5件から10件行なっていた際、石綿曝露により悪性胸膜中皮腫（上皮型）を発症した。

【事例 1 7】建物の調査・設計・工事管理に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：70歳代 災害発生年月：平成19年7月
傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概要)

昭和28年の採用時より、建築物の調査・設計・工事管理の業務に従事し、学校の講堂や体育館の天井裏に多用されていたアスベストが解体作業の立会いの際に飛散したことにより被災した。平成18年1月より体調を崩し、同年11月に「悪性胸膜中皮腫」と診断され、平成19年7月に同傷病により死亡した。

(3) その他の被災

【事例 1 8】凍った地面に立てた梯子がずれて転落し、頭部を強打する

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成24年2月
傷病名：急性硬膜下血腫

(概 要)

警察施設敷地内にある公用車車庫の雪下ろし作業をするため、梯子を上っていたところ、地面が凍結していたため梯子がずれて転落した際に地面に頭部を強打した。その後、発見した妻の連絡により病院へ救急搬送され手術を行ったが、収容先の病院で急性硬膜下血腫により死亡した。

(安全・衛生対策)

受傷事故防止に関する通達及び教養資料（災害補償だより）を発出し、注意喚起を行った。

【事例 19】吹奏楽部の指揮中、突然、胸を抱えてうずくまり倒れる

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成22年4月
傷病名：急性大動脈解離による心タンポナーデ

(概 要)

生徒会対面式で吹奏楽部の演奏指揮をしていたところ、突然胸を抱えうずくまるようにして倒れた。救急搬送し救急救命措置が施されたが、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

平成22年4月の小中学校長会議及び教頭会で、市教育長から「日頃の安全管理」等について示達があった。

【事例 20】物置上で剪定作業中に転落し、後頭部を強打する

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成23年11月
傷病名：重症頭部外傷

(概 要)

簡易物置に上り、剪定作業中、地面に転落した。仰向けに落ちてアスファルトに後頭部を強打し、死亡した。

(安全・衛生対策)

原則、事務職員は作業を行わず、業者等に委託する。やむを得ず作業を行う場合は、マットの敷設、足場の設置など安全管理を徹底する。

【事例 21】コンピュータ作業中に倒れ、いびきをかき、救急車で搬送される

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成19年11月
傷病名：急性虚血性心不全

(概 要)

評定締切の前日、被災者は、職員室の机で評定ソフトを使用し、コンピュータに向かい操作をしていた。

現認者とあれこれ会話をしていたが、被災者が強く「ふっふう」と息をはき、座った姿勢で前かがみになり目をつむっていた。間もなくまた強く息をはき、もう一度強くはき、今度は後ろに倒れそうになったので、集まってきた職員が床に寝かせた。

すぐにいびきをかきだし、現認者はすぐに救急車を呼び、その間も他の職員が脈を

とり気道を確保し、人工呼吸を実施したが意識は戻らなかった。

【事例 2 2】水難救助中に行方不明となり、川底で発見される

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成23年6月
傷病名：溺水

(概要)

地域課当番勤務中、「酒に酔った男が川に落ちた。」との緊急通報を受け、現場周辺を捜索中、川で溺れている男性を発見した。救助するため川岸のフェンスを乗り越え、川へ入って泳ぎ、溺れている男性の救助に向かった後、行方不明となり、消防隊のダイバーによって川底に沈んでいたところを発見され、心配停止状態で病院へ搬送されたが、その後、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- 1 視聴覚教材の製作
- 2 水難救助訓練（県下警察署）及び水上安全法講習会の実施

【事例 2 3】積雪期山岳遭難救助訓練中に雪崩に巻き込まれ、心肺停止状態で発見される

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成23年2月
傷病名：鼻口部閉塞及び胸部圧迫による窒息

(概要)

被災職員は、積雪期山岳遭難救助訓練に参加していた。訓練4日目の午後、A岳2,750メートル付近を登攀していたところ、右岸上部から発生した雪崩に巻き込まれ、約600メートル滑落した。共に滑落した警部補が雪で埋まっていた被災職員を発見したが、心肺停止状態にあり、蘇生を施したが息を吹き返すことはなく死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 専門知識を高め、予想される危険に対し、事前対策を講じる。
- 2 実働隊とは別に不測の事態に備えたサポート隊を編成する。
- 3 装備の積極的な活用と高度化を図る。

【事例 2 4】ため池の状況確認に出かけた職員が、ため池の底で発見される

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：30歳代 災害発生年月：平成23年11月
傷病名：溺水

(概要)

砂防ダムに取り付けられている農業用取水施設へ、冬期間の凍結防止のためのヒーターの電源投入と周辺のため池の状況確認のため、災害発生日の午後に公用車で出発したが、勤務時間が終了しても帰庁しないため現場周辺を捜索したところ、ため池の底に沈んでいる被災職員が発見され、同日、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- 1 危険が予知される場所での安全帯の着用と使用の徹底
- 2 危険が予知される場所での職員複数体制の徹底

- 3 ため池の状況確認の際のライフジャケット着用の徹底
- 4 ため池への救助用ロープ及び救命浮き輪等の設置

【事例25】粗大ごみをピットへ投入中、車止めを乗り越えて重機ごとピットへ転落する

団体区分：市町村等 職員の区分：清掃事業職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成22年11月
傷病名：緊張性気胸

(概要)

被災職員は、搬入してきた粗大ごみを貯留ピットの3.5メートル手前でダンプアップし、可燃性粗大ごみを同僚と点検後、被災職員が作業用重機に乗り、集まった粗大ごみを広げて少量ずつ投入する作業を行っていたところ、車止めを乗り越えて作業用重機ごと可燃性粗大ごみ貯留ピットに転落した。

(安全・衛生対策)

事故再発防止検討委員会、清掃労働安全衛生委員会の開催、作業手順の見直し、職場研修を行ったほか、車止め改良工事を実施した。

【事例26】はしご車の訓練中、アウトリガー（安定脚）と車体に身体を挟まれる

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員
死亡年齢：30歳代 災害発生年月：平成22年12月
傷病名：外傷性ショック

(概要)

被災職員は、はしご車の訓練中、ジャッキ収納ボタンを押した後、ジャッキ敷板等の収納作業をしている時に、アウトリガー（安定脚）と車体に上半身と腰部が挟まり死亡した。

(安全・衛生対策)

各種検討委員会、研修の実施、安全管理徹底の再確認を行ったほか、車両メーカーへの提言を行った。

【事例27】焼却炉建屋で作業後、修繕工事の荷物運搬用の床開口部から転落する

団体区分：一部事務組合 職員の区分：清掃事業職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成23年12月
傷病名：多発外傷

(概要)

被災職員は、流動床焼却炉建屋内で工事及び作業の打ち合わせが終わり、現場を離れたところ、噴射水加圧ポンプ架台修繕工事の荷物運搬用に使用するために開けられていた床開口部から転落し死亡した。

(安全・衛生対策)

安全帯着用、作業手順の確認のほか、転落のおそれのある開口部改修、施工業者の施工内容等把握を行うこととした。

【事例28】ダムの定点観測のための写真撮影時、橋の上から転落する

団体区分：都道府県 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：60歳代 災害発生年月：平成23年3月
傷病名：中頭蓋底骨折に伴う気道内血液吸引による窒息死

(概要)

ダムの定点観測のため、橋の上から上下流の写真撮影を行っていたところ、橋上から川の法面に転落し、死亡した。

(安全・衛生対策)

四半期ごとの業務内容の確認を河川課長が行い、安全に配慮し業務を行うよう指示するとともに、所内課長会議や衛生委員会で防止策について意見交換を行った。

【事例29】台風で出勤中、川へ転落する

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成23年9月
傷病名：溺水

(概要)

台風接近に伴い、住民からの通報を受け、女性の避難誘導のため同僚隊員と消防車で出勤中、冠水していたため、川岸を徒歩で移動していたところ、水位が上がってきたため川に転落し、溺水して死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 検証委員会を設置し、事故原因の調査及び再発防止の提言をまとめた。
- 2 救命胴衣や投光器など、夜間の洪水時に出動する際の装備を充実させた。

【事例30】早朝訓練中に倒れる

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：30歳代 災害発生年月：平成21年1月
傷病名：致死性不整脈（推定）

(概要)

業務多忙による疲労蓄積した状態に加え、県下柔剣道大会の選手要員に選出されたことにより、期待に応えなければとの精神的抑圧を受けるなか、厳寒の早朝に武道訓練を約30分行った後の休憩中に突然倒れ、致死性不整脈（推定）により死亡した。

(安全・衛生対策)

訓練時の事故防止の方策について通知し、周知徹底を図った。

【事例31】脚立の上で伐採作業中、転落し頭を強打する

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成23年5月
傷病名：脳挫傷

(概要)

ガードレールをまたいで立てた脚立の上で、手鋸でヤシ及びびせんだの木を伐採していた際に誤って転落し頭を強打した。すぐに病院に搬送され入院治療を受けていたが、脳浮腫の急激な悪化で死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 衛生委員会の中で高所作業時の安全対策について再確認し話し合いを持った。
- 2 各課に危険防止マニュアルを作成し、それについての話し合いを持ち、安全確認への徹底を図る。

【事例32】4階の窓の清掃中に、誤って転落する

団体区分：都道府県 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成23年5月
傷病名：脳挫傷

(概要)

参観日に向けての準備中、窓を清掃している際、誤って4階の窓から転落し、死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 市教育委員会の校長会で、転落事故防止について注意喚起し、所属職員への周知を依頼した。
- 2 所属において清掃作業時の安全確保と事故防止について、全教職員に以下のとおり指示・取組みを行った。

【指示・取組みの内容】

- (1) 高所に上がって作業を行わないようにし、高所作業が必要な場合は、専門の業者に依頼するようにした。(窓拭き清掃は、手が届く範囲だけとする。)
 - (2) 校内全ての窓について、窓の高さ、転落防止の手すりの設置等について点検した。
 - (3) 掃きだしのない窓について、全て窓が全開できないように修繕した。(両側25センチメートルまでしか開かないようにした。)
- 3 所属において長時間勤務・過労状態での勤務を防止するよう、以下のとおり指導した。

【指導の内容】

- (1) 適切な休養やリフレッシュ、通院等により自己で健康管理に努めること。
- (2) 業務の精選と効率化を進め、土日等の休日出勤は基本的に行わないこと。平日も遅くまでの勤務をしないこと。
- (3) 毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、午後7時以降勤務をしないこと。
- (4) 教職員の勤務状況を毎月把握し、長時間勤務の職員には面接と指導を実施すること。

【事例33】パトカー運転中、意識を失い、車ごと3メートル下に転落する

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員
死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成16年11月
傷病名：急性クモ膜下出血

(概要)

人身事故発生の消防通報を受け、緊急走行で現場に臨場していた際、運転していた被災職員が急に「頭が痛い」と眩くと同時に意識を失い、パトカーは操縦不能となり、緩いカーブをそのまま直進、路肩ガードパイプを突き破り約3メートル下の水田に転

落、死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 パトカー運行前点検の確実な実施及び毎朝点検時における安全運転等に関する具体的な指示の徹底
- 2 三交替制勤務者に対する定期健康診断及び深夜業検診の完全実施
- 3 人間ドック受診時における脳ドック（オブション）検診の推進

【事例34】登山練習中に足を滑らせ、7メートル下の川底に転落する

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員

死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成23年5月

傷病名：外傷性ショック死

(概要)

小雨の中での登山練習中、道幅約1メートルの石畳の下り坂を集団の先頭として歩いていた際、左足を山側に滑らせたため足がクロスした状態になり、リュック（15キログラム）の重さでバランスを崩し、約6メートル下の大きな岩の上に落下、さらに1メートル下の川底に転落し、死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 所属において、部活動時の安全確保と事故防止について全教職員に以下のとおり指示、取組みをした。

【指示・取組みの内容】

- (1) 部活動時の十分な指導体制と安全対策がなされているか再検討をした。
 - (2) 校外で活動する際、天候等による状況の変化への対応等、安全確保と事故防止に配慮した実施計画を立てた。
 - (3) 施設、設備、用具、器具の安全点検や活動場所の安全確保を確認した。
- 2 所属において、部活動の指導体制は、顧問の身体的、精神的な負担を軽減するため二人以上の複数体制とした。
 - 3 教育委員会より全学校長に、事故防止について注意喚起し、所属職員への周知を依頼した。

【事例35】校内樹木剪定作業中に転落する

団体区分：市町村等 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員

死亡年齢：60歳代 災害発生年月：平成23年6月

傷病名：脳挫傷、外傷性クモ膜下出血

(概要)

学校内で樹木の剪定作業中、樹木（推定位置、高さ4メートル）から地面に墜落し、脳挫傷、外傷性クモ膜下出血により死亡する。

(安全・衛生対策)

外部から安全管理士を招き、職場の衛生管理等を行っている職員を対象として、「墜落・転落災害防止対策について」というテーマで研修を実施した。

【事例36】苦情対応の業務中、胸部を包丁で刺される

団体区分：市町村等 職員の区分：運輸事業職員

死亡年齢：40歳代 災害発生年月：平成23年9月
傷病名：胸部刺創、右肺動・静脈切断（右肺刺創合併）、出血性ショック

(概要)

苦情対応の業務中、加害者に突然胸部を包丁で刺された。直ちに救急搬送され、治療を受けるも、死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 トラブル対応マニュアルの作成
- 2 防刃ベスト配付
- 3 非常時専用携帯電話配備
- 4 護身研修実施

【事例37】台風による溢水調査業務中に水路の下流に流される

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：60歳代、50歳代 災害発生年月：平成23年9月
傷病名：溺水

(概要)

台風の大雨に伴い、水路が溢水しているとの市民からの通報を受け、調査に向かった被災職員が、所属と連絡が取れなくなり、その後、下流側において心肺停止状態で発見され、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- 1 市内の可動式スクリーンを全箇所緊急点検し、安全带固着場所の確保、スクリーンの改良、ライフジャケットや安全ベルト等の追加配備、取扱い方法等に関する研修などを実施した。
- 2 全市的にも、「労働災害防止のための緊急の取組み」として、緊急点検等を実施した。

【事例38】危険物・有害物等との接触により中皮腫が発病する

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員
死亡年齢：50歳代 災害発生年月：平成18年1月
傷病名：右びまん性胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、昭和45年3月より消防職員として勤務していたが、平成16年に実施した定期健康診断で胸部に異常が発見された。同年、医療機関で精密検査を行った際、「胸水貯留」が認められ、その後、「右びまん性胸膜中皮腫」と診断される。入院と自宅加療を繰り返し、右胸膜肺全摘出術を受け一時復職するも、平成18年に死亡した。

(安全・衛生対策)

防塵マスクの配備及び災害現場での注意事項について所属長あてに通知した。